

インドU.P.州1950年土地改革法について（4巻8号の続き）

2. 補償金と再生補助金

ウツタル・プラデシにおけるザミンダリー廃止において、もっとも議論が紛糾し、最後にはインド中央政府をして憲法改正という非常措置を採ることを余儀なくせしめたのが、この補償金の問題であったので、法の諸条項の解説にはいる前に、ザミンダリー廃止委員会の報告、州政府のそれに対する態度、法案の審議過程における重要論点を要約して述べることにする。

まず最初に原則的な問題として、補償金を支払うべきか否かについては、当時会議派内部においても意見が分かれており、大勢は支払うべきことに同意していたが、会議派社会党、特にロヒアを指導者とするグループは、補償金なしの没収を主張して、会議派主流に対立していた。これが会議派社会党をして、後年全インド社会党を結成して、会議派から分離せしめる一つの機縁となり、州議会における法案の審議過程において、この社会党と旧地主党を改組し、再編された民主党の二つが会議派に対する反対党として現われることになった。

会議派主流の考えは、公正な補償金の支払いを原則として認め、それを州の財政状態と考慮してどの程度に押えるかが主要関心であった。首相パントを議長とし、財務大臣フクム・シング、財務政務次官チャラン・シング（現在の農業大臣）、その他会議派の有力党員を主要メンバーとする、ザミンダリー廃止委員会は、「われわれは二つの極端な方法、すなわち補償金なしの没収と市場価格による補償金の支払いを論じてきたが、それはいずれかがわれわれにとって可能であるからというのではなく、一つは非実際的であり、他は財政的に不健全であることを示すためであった。当委員会が設置される機縁となった州議会決議は“公正なる補償金”支払いに基づく取得計画を準備するようにと、われわれに命じている。“公正なる補償金”とは何であり、それを決定するに当たって、いかなる諸要因を考慮せねばならぬかが、われわれの決定すべきことである」（注1）と述べて、補償金額決定に当たっての指導原則として、つぎの2項目をたてた（注2）。すなわち、

(1) 取得される仲介人に相応な生計を保証すること。

(2) それに含まれる財政上の負担を負う州の能力。

土地の市場価格に基づく補償を排して、相応な生計の保証、いわば仲介人の純所得補償方式を採用せしめた論拠は、明らかに述べられてはいないが、第1章で言及しておいたインドの地主の2重性であった。すなわち、仲介人と呼ばれるクラスは、政府の地租査定額に同意しそれを納入するかぎりにおいて所有権を享受し、また諸公課の徴収にあたり、その一定割合を手数料として取得しており、いわば政府の税務機構の末端機関としての役割を果たしていた。イギリス統治の初期においては、政府の評価した地代総額の90%が地租として仲介人を通して徴収されていたが、一つには地主の自作を奨励するために、また後年は土地に対する人口圧力の増加に伴って地代が高くなって、小作人の負担に耐ええられないような事態が発生したため、地代額に対する地租要求額の割合を漸次低くする政策がとられ、1833年に66%、1855年に50%、1929年には40%に定められた。この最後の率がザミンダリー廃止時においても有効であったが、それを定めた1929年連合州地租（修正）法には、「地租の増額はいかなるマハールにおいても消滅する要求額の3分の1を越えてはならない」との規定があり、その間に地租改定の行なわれた地域においては、その地代総額に対する割合は36%前後であった。しかし、このような措置も地

連合州における地代および地租（単位：10万ルピー）

年次	地代要求額	納入地租総額	地主利益
1893～94	1,224	593	631
1898～99	1,236	619	617
1904～05	1,383	640	743
1909～10	1,508	649	859
1914～15	1,632	651	981
1919～20	1,784	677	1,107
1924～25	1,867	690	1,177
1929～30	1,940	703	1,237
1934～35	1,881	712	1,169
1939～40	1,810	702	1,108
1942～43	1,717	682	1,035
1943～44	1,737	681	1,056
1944～45	1,753	682	1,071

(注) Z. A. C. Report には各年次について数字が与えられているが、ここではその一部を引用するにとどめた。

(出所) Z. A. C. Report, vol. 1, pp. 86～87.

代率の減少をもたらすことなく、仲介人の利益を増大させたにすぎなかった。これは前にあげた表の地代評価額と地租要求額の数字により明らかである。

したがって、ザミンダリー廃止委員会は、つぎのように主張することができた。「行政機構が不完全であり、地主の分与額が低率であったときには、いかなる考慮がありえたにしても、今や地代徴収以外になんらの機能も果たさない機構を維持すべきいかなる正当性も存在しない。1944～45年の統計によると地租6820万ルピー、諸公課710万ルピーを徴収するために、州政府はその徴収に当たる地主制度を維持するために1億ルピー以上を費している。いかに浪費的な人といえども、徴収額の1.5倍の費用を要する機構を維持しないであらう」(註3)。

それゆえ、これら仲介人に、「相応な生計を保証する」補償金を支払って、ザミンダリー制度を廃止することに異存ないとしても、地租の増収分をもってしては、すべての仲介人に、廃止時の純所得を補償することは不可能である。そのため、同委員会は、年々の地租増収分をもって支払いうる限度内に補償総額を押えるために、仲介人を地租納入額の規模に応じて10等分して、そのおのおの異なる倍数を適用することを提案した。「小ザミンダールの経済的状態はシールおよびフトカーシトに依存している。かれは本質的に耕作者であって、地代取得者ではない。もしかれのシールおよびフトカーシトが、われわれの提案するように、かれに確保され、そして補償がより高い倍率で支払われるならば、ザミンダールの98.51%が苦境に陥らずに済むだろう。実際には、かれはザミンダリー廃止によって得るところがあるだろう。なぜならば、土地の耕作者と国家との直接的接触によって、大小規模の土地改良および土地開墾事業が刺激を受けることになるだろうからである……中略……」

富および地位において損害を受ける唯一の人々は年間250ルピー以上の地租を納入する地主約3万人である。かれらは地主全体のわずか1.49%、全人口の0.054%を占めるにすぎない。かれらの多く、特に500ルピー以上の地租を納める者は、再生のために補償として十分な額を受けることになるだろう。年間250ルピーから500ルピーの間の地租を納入する地主1万6800人の場合には、われわれは比較的大きい倍率を用いた。かくして損害をできるだけ少なくするために能う限りの注意が払われた。しかしながら、損害は生ずるだろうが、それはより大なる社会の利益のために避けられないことである」(註4)。

このようにして、同委員会は、地租納入額規模別に、

補償額に達するための純資産の倍数をつぎのように定めた(註5)。

地租額によるザミンダールのカテゴリー			補償額
I	25ルピー以下		純資産の25(倍)
II	25ルピー以上	50ルピーを越えないもの	" 22.5
III	50	" 100	" 17.5
IV	100	" 250	" 15
V	250	" 500	" 12.5
VI	500	" 2,000	" 10
VII	2,000	" 3,500	" 9
VIII	3,500	" 5,000	" 8
IX	5,000	" 10,000	
X	10,000ルピー以上		

(注) 地租額が10,000ルピー支払われている土地の純資産については8倍と、それを越える財産からの純所得の3倍。

同委員会の算定によれば、納入地租額規模別による仲介人の数、それらの粗資産、それから、(1)地租額、(2)地租の14～15%と算出された諸公課、(3)粗資産の5～15%と推定された経営費および取立不可能な地代滞納分の合計を控除した純資産は次表のとおりである(註6)。

(単位：10万ルピー)

地租額規模	ザミンダールの数	粗資産	控除額	純資産
25ルピー以下	1,710,520	280	130	150
25ルピー以上50ルピーを越えないもの	142,890	138	67	74
50 " 100 "	81,657	158	73	85
100 " 250 "	51,564	219	101	118
250 " 500 "	16,758	163	84	79
500 " 2,000 "	10,929	279	147	127
2,000 " 3,500 "	1,223	89	50	39
3,500 " 5,000 "	428	55	31	24
5,000 " 10,000 "	414	80	45	35
10,000ルピー以上	390	421	237	184
計	2,016,783	1,877	962	915

地租額規模別の仲介人の純資産額に上記の倍数を乗ずることによって、同委員会は補償金総額を、13億6160万ルピーと算出した。この額を、年間利率率2.5%の譲渡可能な公債によって、40年にわたって支払うならば、年々の利子負担は約3400万ルピー、それに償還金その他の諸経費を加えても、ザミンダリー廃止後に予想される年間地租純増収分約6600万ルピーをもってして、容易に支払いうる、というのが、同委員会の勧告であった。これに付け加えて、一時に多量の流通可能公債を発行することにより、インフレーションを促進することを懸念して、地租として年間2000ルピー以上納入する者の場合は2000ルピーに足る補償金額までは、流通可能な公債に

より、残額は協同組合銀行に定期預金として、強制貯蓄させることを提案した。

これに対し、地主側がどのような反応を示しただろうか。1946年8月8日に州議会において、「ザミンダリー廃止決議」が採択されて以来、イギリス統治時代にアウド州、アングラ州の大地主たちの社交機関として存在していた、アウド・ブリティッシュ・インディアン・アソシエーション、アングラ・ザミンダールズ・アソシエーションは、「ザミンダリー廃止は、小作人の利益となるどころか、かれらを小官吏の犠牲にし、農業を改善もせず州に繁栄をもたらもしないゆえに、できるかぎりの手段をもってその廃止に反対することを主要目的」とする連合州ザミンダール連合を結成して、州内各地において、小ザミンダール、小作人の間で宣伝活動を続けていたが、ザミンダリー廃止委員会の報告書が公開されると、ただちにそれに対する反論を公にした。その主要な論点は、(1)納入地租額規模別の格差倍シェジュールの不当性、(2)公債による補償金支払いは、補償金そのものではなく、補償金を受け取る権利を与えるにすぎないこと、であった(註8)。

この当時は、制憲議会において、新憲法の草案が作成されていたときで、いまだ違憲という問題は生じていなかったが、いずれにしろ新憲法において私有財産の不可侵性が規定されることが明らかであり、州政府は将来の法律上の困難を避けるために、補償金を現金で一時に支払うのが最上の策であると考えて、1949～50年予算の作成に際して、ザミンダリー廃止基金を創設して、前年度剰余金から1000万ルピー繰り入れると同時に、農業小作人(特権取得)法案を提出して、アウドの特別条件で保有する小作人、旧所有小作人、占有小作人、世襲小作人、占有者および1939年連合州小作法第47条第4節において言及されている又小作人に対して、一時払いの場合には、その地代の10倍相当額、分割払い(最初の払い込み年月日に応じて、4回、3回、2回の3通りあったが最終期限は1952年6月30日であった)の場合には、12倍相当額を州公庫に納入することを条件に、(1)追い立てからの保護、(2)現行地代を半減すること、(3)遺言による譲渡、売買、担保設定または贈与による移転の権利を与えることと約束することにより(註9)、その納金をもって17億ルピーを目標額とするザミンダリー廃止基金を満たそうと意図した。この法律によって、政府が何を達成しようとしたかは、1949～50年予算案を説明した、州政府首相パントの演説に明らかであるので、少々長いがつぎに引

用することにする。

「われわれが試みようとしている考えは、小作人の貯蓄がザミンダリー廃止基金に動員されるべきである、ということである。その地代の10倍相当額を納入する小作人は、現在地代として納めた額の50%の減額を受け、その額の半分のみを地租として国家に納めることになる。この計画は、散在している剰余購買力を1カ所に集め、仲介人の除去および農業繁栄の復活のために用いられることになる。それは、貯蓄を生産的諸目的に向けて、インフレーションに対し健全な抑圧力を加えることになる。州公庫の財政または信用になんらの緊張も生ぜず、補償の問題はすべての当事者の満足のいくように解決されることになる……(中略)……。この法案(農業小作人——特権取得——法)は、大部分の小作人によるかれらの地代の10倍相当額の自発的寄与を規定するものである。そのような納入により、かれらはいかなる根拠による追い立てからも、完全に保護されることになる。そしてかれらの地代は半減されることになる。かれらの地代の残額は州政府によって支払われることになる。これは事実上、ウツル・ブラデシ・ザミンダリー廃止および土地改革法案において、創設を予定されているブーミダリー権の実質を即座に与えるものであり、ザミンダリーが廃止されるや否や、かれらは正式にその地位を得ることになる(註10)。

州政府がザミンダリー廃止および土地改革法案を議会に提出した1949年8月には、上述の農業小作人(特権取得)法が施行されて、ザミンダリー廃止基金の獲得運動が開始されたばかりで、どの程度の金額が得られるかの見通しが立たず、補償金の支払い方法に関してはなんらの規定も含められなかった。

もう一つ、政府がザミンダリー廃止委員会の勧告に修正を加えた点は、同委員会によって提案された納入地租額規模別の格差倍シェジュールをしりぞけて、補償金を純資産の一律8倍相当額とし、その代わりに納入地租額年間1万ルピー以下のザミンダールに対し、1倍から20倍にわたる再生補助金を与えることを規定したことであった。これは格差付補償金に対する法律上の困難を前もって回避するために案出されたものであった。それともう一つの意図は、再生補助金という名において、特に納入地租額250ルピー以下のザミンダールに対して、実質上ザミンダリー廃止委員会の勧告よりも高い倍率の補償金を支払うことを約束して、大ザミンダールによって組織されていた反対運動を弱めようとするものであ

た。

しかし、会議派の運動員、地方官吏を動員して、小作人の説得に当たった政府の努力にもかかわらず、ザミンダーリー廃止基金に対する小作人の寄与は少なく、ザミンダーリー廃止法案がすでに下院の第2読会を通過して上院において審議されていた1950年11月に、基金への寄与額は目標額の1割にも満たない1億3000万ルピーにすぎなかった。ここに至って、補償金の支払い方法に関して、「現金または公債、または一部現金、一部公債による」という修正案が提出、可決された。

このようにして、1951年1月18日に州議会において最終的に通過成立したザミンダーリー廃止および土地改革法は、同年1月24日に大統領の承認を得たが、地主側は、1950年1月26日に施行された新しいインド憲法によって、同法が、第1、財産の強制収用を規定した憲法第31条の規定にある「公共の目的」に合致しないこと、第2、再生補助金はカモフラージュされた補償金であり、第4条の規定する法の前における平等を侵害するものであるとして、アラハバード高等裁判所に告訴した。このようなケースはウツタル・ブラデシのみならず、ビハール、マディヤ・ブラデシにも生じ、特にビハールの場合にはその土地改革法がパトナ高等裁判所において違憲であるとの判決が下されていた。このような事態に直面して、会議派中央政府は、御憲議会の延長であった暫定議会において、憲法の修正を図った。1951年7月18日、憲法（第1次改正）が成立して、第31条、財産の強制収用に関する規定に2項目の修正が加えられることになった。第31条B項にはつぎのように述べられている。「第9付則に規定する法律および規則またはその規定は（この中にウツタル・ブラデシ・ザミンダーリー廃止および土地改革法も含まれている）これらの法律および規則またはその規定がこの編によって与えられる権利と両立せず、またはこの編の規定によって与えられていた権利を除去し、もしくは制限するという理由で無効とみなされることはない。また、当該法律および規則は、それと矛盾する裁判所の判決決定または命令にかかわらず、それを廃止し、また改正する権限のある立法府の権能の制限の下において効力を持続する」(211)。

このようにして、最高裁判所において紛争中であったウツタル・ブラデシその他諸州の土地改革法はすべて、裁判権限外に置かれることになり、ウツタル・ブラデシにおいてはそのザミンダーリー廃止および土地改革法は1952年7月1日（農業年の開始時）をもって施行される

にいたった。

以下、補償金および再生補助金の決定方法およびその支払い方法に関する諸条項を紹介することにする。

1. 補償金

その権益、権利が州政府によって取得されるすべての仲介人は補償金を受け取る権利を有し(第27条)、そのような補償金に対して、帰属日から起算して、(1)現金で支払われる場合には、補償額の決定日まで、(2)公債で支払われる場合には、公債の償還日まで、年率2.5%の利子が支払われる(第28条)。

補償額の決定がおくれた場合には、中間補償金が支払われる。すなわち、第21条の規定によれば、仲介人に対して支払われるべき補償金額の評価が帰属日から起算して9カ月以内に決定されない場合には、当該仲介人の申請に基づいて、州政府は定められる規模および方法で、中間補償の支払いを命令することができる。

ついで、補償額の評価、決定の手續きに関する規定に移る。

補償額評価のために、補償官が任命されて、その管轄区域内にある、第4条に基づいて取得される地所に対する補償金の評価、その支払いに関するすべての手續きがかれによって監督される(第31条)。

補償官は最初に、仲介人の取得されるべきマハールに関して、粗資産一覧表を作成する(第38条)。粗資産の算定に当たっては、1948年7月1日以降になされた、地代の変更、売買、贈与による移転(第22、23条)、また地租の軽減、仲介人が受け取る権利のあるよりも多くの再生補助金を受け取ることを目的としてなされた、いかなる契約または協定も無効とみなされる(第24条)。

マハールの粗資産とは、つぎのような所得の総計のことである(第39条)。

(1) (a) 小作人、下級所有者、副所有者、永代保有権所持者、アウドの永代借地人、割引地代率での被贈与者または林地保有者によって、またはそれに代わって、

(i) 現金で、

(ii) 現物、または一部現物、一部現金で支払われている場合には、1939年連合州小作法の諸条項に基づいて換算された。

諸公課、村税を含む地代、

(b) 世襲権の帰属しない、すべての仲介人によって個人的に耕作されている、または仲介人林地、フトカーシートあるいはシールとして保有されている土地に関

しては、類似の土地の旧所有小作人に適用される地代率で算定された額、

(i) (1)世襲権の帰属するシールの場合には、世襲地代率で算定された額、

(ii) 第17条で言及された(すなわちバッター・ダワ・ミーまたはイスタムラーリーに基づいて保有されていた)シールの場合には、その小作人によって支払われる地代、

(c) 第6条(a)項に基づき州に帰属したハット、バーザール、メーラーおよび漁場からの所得を含むサヤール、これは帰属日直前の10農業年間の所得合計の10分の1に等しい額とする。

(d) 帰属日直前の4農業年間に、州に帰属した住居地の地代から得られた年平均所得。

(e) (i) 補償官が適当とみなす、20ないし40農業年間の所得に基づいて、

(ii) 帰属日における森林の年間産出高に基づいて算定された、森林からの年平均所得、

(f) 鉱山、鉱物に対して特許権料が支払われている場合には、帰属日の含まれる農業年以前の12農業年の間、またはそのような統計の整理されている、より短い期間について、諸公課または所得税の評価のために、仲介人によって整理された統計に基づいて算定された特許権料からの年平均所得。

(g) 特許権料が支払われていず、鉱山が仲介人によって直接経営されている場合には、(f)項に規定されたと同じ方式に基づいて算定されたそのような鉱山からの年平均所得。

(2) マハールが1カ村以上にわたって存在する地域からなっている場合には、(1)項の規定は、各村に存在する部分が個別的マハールとして取り扱われて適用される。

ついで補償官は、所定の方式に従い、かれが便利と見なすところに応じて、一つまたはそれ以上のマハールに対するすべての仲介人の権益に関して、補償査定台帳草案を作成せねばならぬ(第40条)。この台帳にはつぎの諸項目が示されねばならぬ。

(a) 適用されるところに従い、第42~45条の諸条項に従い算定された粗資産と純資産。

(b) 第6条(d)項で言及された、前記マハールに対するかれの分与権または権益に関連してかれによって州政府に支払われるべき地租、諸公課およびその他の納入金の滞納分。

(c) 前記マハールに対するかれの分与権または権益

に関連して前農業年度に仲介人によって支払われるべき地租。

(d) 第6条(e)項で言及された金額および借入金。

(e) 規定されるその他の諸項目。

(i) 帰属直前日に地租を評価されていない地所の場合には、地租は地方率に基づいて、またはそのような地方率の存在しない場合には、規定される諸原則に基づいて換算される額であると見なされる。

(ii) この条項の目的のために、地所は単にそれが名目的地租に評価されているという理由によって、地租が評価されていないと見なされるべきではない(第40条)。

第42条は粗資産の規定に関するもので、すなわち、第40条の目的のために、マハールに対するかれの権益に関連する仲介人の粗資産はつぎの諸項目の総計である。

(a) かれが排他的に権利を有するマハールまたはその一部分または諸部分に関連して、第38条に基づいて一覧表に記入された粗資産全体。

(b) かれが他の者と共同で権利を有する部分または諸部分に関連しては、第38条に基づき、一覧表に記載された粗資産の(マハールの一部分または諸部分に対するかれの分与権に比例する)一部。

ついで、土地がテカダールによって保有されている場合の仲介人の粗資産に関して、つぎのような規定が与えられる。

第43条、地所またはその一部に対する仲介人の権益または分与権が、帰属直前日に、テカダールによって保有されていた場合、第39条に含まれている諸原則に基づいて算定された粗資産が、同一額が仲介人に対して支払われていないにもかかわらず、事情に応じて、その地所または一部に関連して、仲介人の粗資産と見なされる。

テカダールの個人的耕作の下にあった(テカー発行日に貸手のシールまたは、フトカーシトであった土地以外の)土地の場合には、粗資産は適用される世襲地代率で決定される額であると見なされる。

続いて、規定は補償金算定の基準となるべき純資産額を得るために、粗資産から控除されるべき項目に移る。

第44条、第40条の目的のために、マハールに関連する仲介人の純資産はかれの粗資産からつぎの諸項目を控除して算出される。すなわち、

(a) マハールに対するかれの分与権または権益に関連して、前農業年度に州政府または上級土地保有者に、地租または地代および諸公課または村税として納入される

べきであった額。

(b) マハールに対するかれの分与権または権利に関連して、仲介人によって前農業年度に規定の方式で算定され、納入されたまたは納入されるべきであった農業所得税による額。

(c) 粗資産の15%相当の経営費および取り立て不可能な地代滞納額。

(d) 仲介人が土地を個人的に耕作しているか、またはフトカーシト、仲介人林地または(世襲権の帰属するシール以外の)シールとして保有している場合、第18条に述べられているように、かれが個人的に耕作しているまたはフトカーシト、林地またはシールとして保有されている土地の部分について、旧所有地代率で換算された額から、つぎの(i)~(iii)を控除したもの、

(i) 所定の方式で認定される土地に関して、前農業年度に支払われるべき農業所得税。

(ii) 所定の方式で認定される前農業年度に支払われるべき地租、諸公課および村税。

(iii) (c)項に言及された事由によるその額の1.5%。

(e) 第39条(f)項に述べられている期間にわたって算定された特許権料からの所得に対して支払われるべき所得税と規定される率での徴収費の平均。

(f) 第39条(g)項に基づいて決定された粗所得の95%、それは第6章に含まれる諸権利に関連して、かれに留保される所得の部分と見なされる。

1901年連合州地租法第78条の適用されるまたは同法第32条(a)~(d)項に基づき、その名前が権利記録に記載されている地租の譲受入である所有者、下級所有者、副所有者、永代保有権所持者、アウドの永久借地人の場合には、第39~44条の諸条項が規定される付随的変更と修正をもって適用され、そのような仲介人の粗資産と純資産が算出される(第45条)。

テカダールの場合を除き、補償金額は上のようにして算出された純資産額の8倍とする(第54条)。仲介人の権益がテカダールによって保有される場合には、その仲介人の補償評価台帳に記載されている純資産について第54条に含まれる諸原則に基づいて算定された額が、地所に対するかれらの権益に関連して、仲介人およびテカダール両者に支払われるべき額であるとみなされ、補償官はつぎの諸事項を考慮して、その額をかれらの間に配分する。

(a) もしあればテカーまたは貸借契約時に支払われたプレミアム。

(b) テカーの期限と条件。

(c) もしあれば、テカーの終結によりテカダールに生ずる損害。

(d) テカダールの下にある地所または諸地所の粗資産と純資産。

(e) テカダールによって毎年支払われるべき額。

(f) 仲介人の権利全体が、かれによって取得され、永久に保有されており、他方テカダールの権利が制限された性格のものであるという事実。

(g) 規定されたその他の諸事項(第55条)。

以上が補償金額決定に関する主な条項であり、その他は手続き事項についての規定であるので、ここでは省略することにする。

上の規定から明らかなように、粗資産、純資産という用語の意味は粗所得、純所得ということに等しい。このような意味における純資産評価のために、粗資産からの控除される農業所得税は、ザミンダリー廃止法案が上程される5カ月前の1949年2月に州議会を通過成立し、遡及効力をもって1946年7月1日から施行された1949農業所得税法に基づくもので、年間農業所得4200ルピー以上の者(ただしその耕作面積が30エーカーを越えること)に課された(註12)。これは、将来ザミンダリーが廃止される際の補償金額を少なくするための意図的立法であるとして、地主党に攻撃された。

実際に、この純資産がどのようにして算出されるかはのちに仮定例を用いて示すことにして、つぎに補償金支払い方法に関する規定に移る。

第68条はつぎのように規定している。この法に基づいて支払われるべき補償は、現金または公債または一部現金、一部公債で与えられるものとする。

最初の規則では、補償金額50ルピー以下の者には現金即時払い、それ以上の者には年利2.5%、償還期限40年の流通不可能、譲渡可能な公債によると定められていたが、1954年3月に流通可能な公債(約束手形の形態)と改められた(註13)。額面価額は50・100・200・500・1,000・5,000・10,000ルピーの7種類でそれに対する利子は年1回支払われる。期限前の償還の時期および額は政府の随意とし、ただしその際には、補償金額の少ない者が優先的に扱われるべきであると定められている。

2. 再生補助金

第73条の規定によれば、地所または諸地所がこの法の諸条項に基づいて取得されるすべての(テカダール以外の)仲介人は、州政府によって再生補助金を与えられる

ことになる。ただし、帰属日直前日にかれの諸地所に関連して、仲介人によって支払われるべき地租額総計が1万ルピー以上の者はそのような補助金を与えられない。

このような補助金は、補償金が支払われる日から与えられることになる(第74条)。

第98条は再生補助金額決定方法に関する条項で、それによれば補償金額決定のために評価された純資産に納入地租額規模に応じて格差づけられた倍数を乗じて、算定される。

その倍数と補償金額決定のための倍数ならびに実質的な補償金額決定に採用される倍数を一括して示すとつぎのとおりである。

地 租 査 定 額	補償金額決定のための倍数	再生補助金額のための倍数	実質的補償金額の倍数
25ルピー以下	8	20	28
25ルピーより多く50ルピー以下	8	17	25
50 " 100 "	8	14	22
100 " 250 "	8	11	19
250 " 500 "	8	8	16
500 " 2,000 "	8	5	13
2,000 " 3,500 "	8	3	11
3,500 " 5,000 "	8	2	10
5,000 " 10,000 "	8	1	9
10,000ルピー以上	8	0	8

これを、先に示したザミンダリー廃止委員会の勧告による表と比較して、地租査定額250ルピー以下の小ザミンダールが、特に利益を受けるようになったことが明らかである。この結果、補償金額と再生補助金額の総計は、同委員会の推計13億6160万ルピーより多くなり、15億5300万ルピーとなった。この総額は、同じような土地改革を実施した他の諸州のそれに比較して、非常に大きいものであることは、計画委員会の土地改革に関する報告書に与えられている資料から見てとれる。すなわち、それによると、アンドラ…8000万ルピー、アッサム…5000万ルピー、ボンベイ…4000万ルピー、マディヤ・プラデシ…5000万ルピー、マドラス…6000万ルピー、オリッサ…9000万ルピー、ウェスト・ベンガル…2億2000万ルピー等に対し、ビハールが15億8000万ルピー、ウックル・プラデシが1億5000万ルピーで、この2州が全インドの補償金推定総額43億5000万ルピーの約70%を占めている(注14)。

これが州財政にかなりの負担になっていることは、開発資金確保のために、昨年農民の反対運動を押し切って地租に対する25%の付加税を課す措置を採ったことにも

見られる。

以上、補償金、再生補助金に関する主な条項を紹介したので、最後にそれらの規定がどのように適用され、前回紹介した仲介人の権利の、州政府による取得の効果とどう関連するかを、簡単な仮定例を用いて示すことにする(注15)。

ここにAというザミンダールがあり、耕地100エーカーのほか若干の採草地を所有していたとする。これは単一ザミンダールのマハールで(実際にはこのような形態は少なく、多くは数人の分与権を持つ共同相続人によって保有されている)、政府に対し、地租査定額200ルピーと諸公課、村税45ルピーを納入していた。Aは30エーカーのシールのうち、20エーカーとほかに10エーカー、計30エーカーを農業労働者を使用して耕作していた。シールの残り10エーカーは小作人 S₁, S₂, S₃ にそれぞれ5エーカー、3エーカー、2エーカーずつ貸されていた。かれらの地代は1エーカーにつき7.09ルピー(注16)であった。ほかに40エーカーは4人の占有小作人 O₁, O₂, O₃, O₄ にそれぞれ15エーカー、10エーカー、8エーカー、7エーカーずつ、地代率(1エーカー当たりの地代)4.78ルピーをもって貸されており、残りの20エーカーは世襲小作人 H₁, H₂, H₃, H₄, H₅ にそれぞれ7エーカー、5エーカー、4エーカー、4エーカーずつ、地代率6.09ルピーをもって小作に出されていたとする。

このザミンダールAの粗資産は第39条に基づいて、つぎのように評価される。

(a)項 占有小作人の地代 $4.78 \times 40 = 191.2$ (ルピー)

世襲小作人の地代, $6.09 \times 20 = 121.8$ (ルピー)

これに諸公課、村税を加えて、358.0ルピー。

(b)項 Aは地租として200ルピーしか納入していないので、Aのシール10エーカーの小作人たちは第11条の規定に従って、世襲権を取得することができず、したがってそれとかがれが自ら耕作している30エーカーとの合計40エーカーは旧所有小作人に適用される地代率で評価されることになる。すなわち、 $4.76 \times 40 = 190.4$ (ルピー)。

(c)項 採草地からのサヤールが年間15ルピー。

(d)項 住居地からの地代収入年間30ルピー。

(e), (f), (g)項に該当する、すなわち森林、特許権料からの所得がなかったものとして、Aのマハールの粗資産評価額は上記諸項目の合計額593.4ルピーとなる。

補償額決定の基準となる純資産を評価するために、第44条の規定に基づいて、上の額からつぎの諸項目が控除

される。

(a) 地租, 諸公課, 村税合計額245ルピー。

(b) 先に触れたように1949年農業所得税法によれば, 納税義務を負うのは年間農業所得4200ルピーであり, ただし30エーカーより多く耕作する者となっているので, Aはそれを免がれ, したがってこの項に基づく控除額がないことになる。

(c)項に基づき, 経営費として粗資産の15%相当額89.0ルピー。

(d)項に基づき, Aが自ら耕作している30エーカーと世襲権の帰属しないシール10エーカーの計40エーカーの粗資産から地租, 諸公課, 村税のAの理論上の負担分と粗資産の15%と評価される経営費のAの負担分を差し引いた額, すなわち, 前者はマハールの地租, 諸公課, 村税の合計額にAのシールおよび自作地の粗資産とマハール全体の粗資産との比を乗じて得られる額, $245 \times 190.4 \div 593.4 = 78.4$ (ルピー), 後者はマハール全体の経営費に同じ比を乗じて得られる額, $89.0 \times 190.4 \div 593.4 = 28.6$ (ルピー), したがって, マハールの粗資産から控除されるべき額は $190.4 - (78.4 + 28.6) = 83.4$ (ルピー) となる。この項の意味するところは, ザミンダリー廃止に当たって, 地租の改定を行なわなかったため, ここでAの理論上の地租負担額を算出して, それを廃止後にAの所有に残される土地に対して査定されたと見なされる地租額にすることにある。この負担額と経営費の負担額がAの粗資産額から前もって差し引かれたのは, すでに(a), (c)項においてマハール全体に関して, 地租, 諸公課, 村税および経営費が控除されているからであり, 実際にはマハール全体の粗資産からAのシールと自作地の合計40エーカーの粗資産が控除されるのと同じことである。すなわちAは世襲権の帰属しないシールと自ら耕作している土地に対しては, なんら補償を受けないことになる。

(e), (f)両項に基づいては, 先にそのような所得がなかったものと仮定したので, したがって控除されるべき総計は417.4ルピーとなり, Aのマハールの純資産は $593.4 - 417.4 = 176.0$ ルピーと評価される。この8倍相当額1408ルピーが補償金として, 11倍相当額1936ルピーが再生補助金として, Aに与えられることになるわけである。実質的には3344ルピーがAに対する補償金となり, それに対し年利率2.5%で支払われる利子と州政府の財政状態に応じて償還される金額がかつての純資産, すなわち純所得176ルピーに代わる所得となるのであるが, 前回紹介した第18条の規定に従って, Aは自ら耕作していた

30エーカーに関しては, プーミダールとなり, その土地の保有を継続し, 地租として, 第44条(d)項に基づいて算定された78.4ルピーを納めることになる。Aはこの外に小作に出してあったシール10エーカーについても所有権を継続保持するので, かれの地租率(1エーカー当たりの地租)は2ルピー弱となる。Aの小作人たちにどのような変化が生じたかをみると, 4人の占有小作人のうち O_1 と O_2 , および世襲小作人5人のうち H_1 の3人が, 1949年農業小作人(特権取得)法に基づいて, かれらの地代の10倍相当額を納めていたとすれば, かれらは旧保有地のプーミダールとなって, 以前の地代率の半分すなわち O_1, O_2 は2.39ルピー, H_1 は3.05ルピーを地租率としてかれらの旧保有地に対して, 所有権を取得することになる。残りの占有小作人と世襲小作人 $O_3, O_4, H_2, H_3, H_4, H_5$ は, 第19条の規定に従って, それぞれ以前の地代率, すなわち前2者は4.78ルピー, 後4者は6.09ルピーを地租率とするシールダールとなり, 旧保有地に対して制限された所有権を享受することになる。Aのシールの小作人であった S_1, S_2, S_3 は, 第20条の規定に従って, 以前と同額の地代率7.09ルピーで地代を納めることを条件に, Aのアディヴァンシーとして, 旧保有地を耕作しつづけることになる。

上の簡単な仮定例から明らかなように, プーミダールとシールダールとの地租負担率の格差, 小作関係がかならずしも消滅したものでないこと, また経営規模が不変であること, そして上の例におけるAの土地無し農業労働者の存在等多数の問題があるが, これらは第2部新土地保有制度において, それに関連する諸条項を紹介するときに言及することにする。

(注1) *Z. A. C. Report*, vol. 7, p. 401.

(注2) *Ibid.*, p. 402.

(注3) *Ibid.*, p. 341.

(注4) *Ibid.*, pp. 343~344.

(注5) *Ibid.*, pp. 409~410.

(注6) *Ibid.*, pp. 419~420.

(注7) *The Pioneer*, 1946年8月20日。

(注8) *Ibid.*, 1948年10月9日。

(注9) *U. P. Code*, vol. 1, pp. 257~258.

(注10) *U. P. Gazette*, Extraordinary, 1949年7月8日, pp. 1~6.

(注11) 衆議法制局他訳, 『インド憲法』(和訳各国憲法集5), 58ページ。

(注12) *U. P. Code*, vol. 1, p. 203.

(注13) *Zamindari Abolition and Land Reforms Rules, 1952*, p. 33.

(注14) Planning Commission, *Report of the Committees of the Panel on Land Reforms, 1959*, pp. 71~76. 州再編成以前の州ごとに数字が与えられている。

(注15) *Zamindari Abolition and Land Reforms Rules, 1952*, p. 200. この中に租資産、純資産、補償金、再生補助金の評価に関する実施規則と算定方式が与えられている。

(注16) *Z. A. C. Report*, vol. 2 に与えられているアーグラ州における1945~46年の平均地代率を仮定例において用いた。シールの小作人の場合にはアーグラ州の場合、他の非占有小作人についてしか与えられていないので、アウド州の非占有小作人の率を用いた。

《付記》

この章で、ザミンダリー廃止公債、再生補助金公債の現在までの償却額を示したいと思ったが、そのような資料が得られなかったのではこの機会に回す。また、これら公債がどのように流通しているかについては、正確な資料をまだ入手していないが、旧タルクダール、ラクノウ市内の代理業者の話によると、ボンベイの土着銀行 Nranda and Sons Co., と Harish Chandra Gutt and Co. が、ラクノウ市内にある五つの代理店を通じて、額面価額の70~80%で買い取り、インド国立銀行に割り引いてもらっているとのことである。旧ザミンダールのある者は額面の60%で処分したとも語っておるが、いずれにしろ正確な情報は得られない。

(アジア経済研究所海外派遣員 多田博一)

— 在ラクノウ —

インドの経済発展と教育投資

— 研究参考資料 第51集 —

天城 照 編

序 論 インド教育の概観

第1節 教育発展の史的考察

— 総論・各論 —

第2節 教育制度と教育発展の現状

— 教育行財政・学校制度 —

第1章 教育のインド的性格

第1節 教育政策の理念と性格

— 教育政策の歴史的背景・教育政策の動向と課題 —

第2節 教育制度の特質

— 教育の遅れた社会インド・教育制度のインド的特質・カースト制度と教育の機会 —

第3節 教育内容のインド的性格

— 教育内容の多様性とその背景・ベーシック・エデュケーションのインド的性格・伝統的人間と近代道徳の育成・カリキュラム編成上の基本的問題 —

第2章 インドの経済発展と教育計画

第1節 低開発国における経済発展と教育

— 序論・マンパワーの需要構造の問題・教育・訓練体系の問題・経済発展における教育供給の基本課題 —

第2節 近代飛躍期のインド経済と教育の普及

— 近代飛躍期を迎えたインドの経済・インドの教育発展の程度・教育投資の観点からみた教育の普及 —

第3節 5カ年計画における一般教育計画

5カ年計画と教育の目標・初等・中等教育・高等教育・その他 —

第4節 5カ年計画におけるマンパワー・ポリシーと教育

— 人的資源開発総合計画・雇用と教育計画・人的資本蓄積計画 —

第5節 5カ年計画における教育の効果の分析と問題点

— 5カ年計画における教育効果の分析・5カ年計画における教育費の配分 —

付 録

— インドの教育統計表・文献目録 —